

資料編

1. 成果指標の具体的な数値目標一覧

4つの基本目標の達成度を表す成果指標には、次の数値目標を設定します。これらの数値目標は、本市の第3次佐賀市総合計画に示されている「成果指標と目標値」やその他関連計画で定められた目標値を踏まえたものとし、したがって、各計画の見直しに伴い目標値の設定が変更されることもあり、その場合は本計画の目標値も見直すものとし、

(第4章で基本目標別に掲げた成果指標と目標値の再掲)

| 基本目標 | 指標 | 基準値 (2023年度) | 目標値 (2034年度) | |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------|-----------------|----|
| 基本目標1 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち | 温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比) | 41%削減※ (2021年度) | 60%削減※ | |
| 基本目標2 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち | 1人1日当たりのごみ排出量 | 936g | 855g | |
| | 1人1日当たりの収集燃えるごみ排出量 | 456g | 416g | |
| | リサイクル率 | 20.9% | 22%以上 | |
| 基本目標3 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち | 市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合 | 55.7% | 61.2% | |
| | 市民1人当たりの都市公園面積 | 8.1㎡ | 8.4㎡ | |
| 基本目標4 安全で快適な生活環境のまち | 下水道接続率 | 93.2% | 95.8% | |
| | 環境基準達成状況 | 水質 (BOD・COD) | 一部未達成 | 達成 |
| | | 大気 | 達成 | 達成 |
| | | 騒音 | 達成 | 達成 |

※統計データの更新に伴い数値が変更になる可能性あり

2. 佐賀市環境基本条例

○佐賀市環境基本条例

平成17年10月1日

条例第134号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針(第8条)

第2節 環境基本計画等(第9条・第10条)

第3節 施策の策定等に当たっての配慮(第11条)

第4節 市が講ずる環境の保全等のための施策等(第12条—第19条)

第3章 佐賀市環境審議会(第20条)

第4章 雑則(第21条)

附則

佐賀市は、山麓部の美しい星空、杉や檜の山林や清流、中心部の佐賀城公園や長崎街道に代表される歴史遺産、佐賀平野に広がるクリークや田園風景、干潟が広がる有明海などすばらしい自然環境に恵まれており、その恵みの中で個性的な文化や伝統を育んできた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に排出する今日の社会経済活動は、私たちに豊かな生活をもたらした反面、環境への負荷を著しく増大させ、その結果地域の環境のみならずすべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を確保する上で、恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その良好な環境の保全及び創造を推進し、かつ、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような共通認識の下、市民、事業者及び市がそれぞれの役割分担をもって、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会を構築し、もって地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

(平19条例79・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、事業者及び市民のそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全等は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共生する都市の実現を目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、その事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念のっとり、環境の保全等上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(年次報告等)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、市が環境の保全等に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第8条 この章に定める環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、基本理念のっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること。

(4) 歴史的文化的な環境の保全等、地域の個性を生かした良好な都市空間の形成等により、潤い及び安らぎのある快適な環境を創造すること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、佐賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画等)

第10条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、実施計画その他必要な事項を定めるものとする。

第3節 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全等について配慮しなければならない。

第4節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境の保全等上の助言等)

第12条 市長は、環境の保全等上の支障の防止のため必要な助言、指導又は勧告(以下「助言等」という。)を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(市民等の活動への支援)

第13条 市は、市民及び事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減その他環境の保全等に資する活

動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第 14 条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習等)

第 15 条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全等に関する広報活動の充実により市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進並びに環境の保全等に関する教育及び学習の振興に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 17 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(施策の推進体制の整備等)

第 18 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力し、環境の保全等に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第 3 章 佐賀市環境審議会

(環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、佐賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、委員 18 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 19 条例 79・一部改正)

第 4 章 雑則

(雑則)

第 21 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市環境基本条例(平成 10 年佐賀市条例第 3 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成 19 年 9 月 25 日条例第 79 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

3. 佐賀市環境審議会規則

○佐賀市環境審議会規則

平成 17 年 10 月 1 日
規則第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀市環境基本条例(平成 17 年佐賀市条例第 134 号)第 20 条第 5 項の規定に基づき、佐賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(平 20 規則 53・追加)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(平 20 規則 53・旧第 6 条繰下、平 24 規則 8・平 26 規則 21・一部改正)

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 20 規則 53・旧第 7 条繰下)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平 19 規則 114・旧附則・一部改正)

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

2 川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成 21 年 2 月 7 日までの間に新たに任命される委員の任期は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同日までとする。

(平 19 規則 114・追加)

附則(平成 19 年 9 月 28 日規則第 114 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年 11 月 4 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 24 年 3 月 26 日規則第 8 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年 3 月 19 日規則第 21 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4. 佐賀市環境審議会委員名簿

◎印は会長、○印は副会長を示す。

(敬称略、順不同)

| 区分 | 氏名 | 所属 | 部会 |
|---------------|---------|--------------------------------|----------------------|
| 学識経験者 | ◎ 岡島 俊哉 | 佐賀大学教育学部 教授 | 地球温暖化対策等 検討部会 |
| | ○ 大渡 啓介 | 佐賀大学理工学部 教授 | 自然・生活環境、 廃棄物等検討部会 |
| | 関 清彦 | 佐賀大学農学部 講師 | 地球温暖化対策等 検討部会 |
| | 田中 宗浩 | 佐賀大学農学部 教授 | 自然・生活環境、 廃棄物等検討部会 |
| その他市長が必要と認める者 | 草場 真智子 | 佐賀市環境保健推進協議会 会計 | 地球温暖化対策等 検討部会 |
| | 松尾 真理子 | 佐賀県地球温暖化防止活動 推進センター 事務局次長 | |
| | 高橋 朋子 | 公募委員 | |
| | 中村 佳代 | 佐賀市立小中学校校長会 (久保泉小学校校長) | |
| | 中野 千歳 | 株式会社 中野建設 取締役 | |
| | 松本 考司 | 株式会社 日産サテリオ佐賀 代表取締役社長 | |
| | 小城原 直 | 佐賀市自治会協議会 会長 | 自然・生活環境、 廃棄物等検討部会 |
| | 藤井 律子 | さが環境推進センター | |
| | 有森 明子 | 公募委員 | |
| | 大石 寛貴 | 佐賀女子短期大学附属佐賀女子 高等学校 教諭 | |
| | 中原 正登 | 朝日テクノ株式会社 | |
| | 島崎 健 | 株式会社 スーパーモリナガ 管理本部 取締役管理本部長 | |
| | 多々良 たまえ | 佐賀商工会議所 女性会 理事 | |

5. 計画策定の経緯

(1) 策定までの経過

| 開催日 | 会議等 | 主な内容 |
|-----------------|---|--|
| 2023年(令和5年) | | |
| 7月31日 | 令和5年度第1回 佐賀市環境審議会 | ○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画の策定について |
| 2024年(令和6年) | | |
| 2月8日 | 令和5年度第2回 佐賀市環境審議会 | ○第3次佐賀市環境基本計画の策定について ・市民・事業者アンケートの内容について ○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画の策定について |
| 3月22日 ~4月12日 | 市民・事業者アンケート | ○環境に関する意識調査票を発送 (対象:18歳以上の市民1,300人、市内の事業所300社) |
| 5月28日 ~6月21日 | 親子アンケート | ○市内の小学5年生を対象とした環境に関するアンケート調査を 学校で実施 |
| 5月30日 | 令和6年度第1回 佐賀市環境審議会 | ○第3次佐賀市環境基本計画の策定について(中間整理案) ・市民・事業者アンケートの結果、第3次計画における環境将来 像の考え方について |
| 7月19日 | 令和6年度第1回 佐賀市環境審議会・地球温暖 化対策等検討部会 | ○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・ 事務事業編)について ・佐賀市の将来ビジョン、目指すべき姿について |
| 7月30日 | 令和6年度第1回 佐賀市環境審議会・自然・生活 環境、廃棄物等検討部会 | ○第3次佐賀市環境基本計画(素案)について ・第1~2章、環境将来像、施策案について |
| 9月5日 | 令和6年度第2回 佐賀市環境審議会・自然・生活 環境、廃棄物等検討部会 | ○第3次佐賀市環境基本計画(素案)について ・環境将来像、市民・事業者の取組、基本目標3・4について |
| 9月13日 | 令和6年度第2回 佐賀市環境審議会・地球温暖 化対策等検討部会 | ○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・ 事務事業編)素案について ・第1~3章について |
| 10月3日 | 令和6年度第3回 佐賀市環境審議会・自然・生活 環境、廃棄物等検討部会 | ○第3次佐賀市環境基本計画(素案)について ・環境将来像のイメージイラスト案、基本目標2、第5章について |
| 10月17日 | 令和6年度第3回 佐賀市環境審議会・地球温暖 化対策等検討部会 | ○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・ 事務事業編)素案について ・適応策、事務事業編について ○第3次佐賀市環境基本計画(素案)について ・基本目標1について |
| 11月19日 | 令和6年度第2回 佐賀市環境審議会 | ○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・ 事務事業編)(案)について ○第3次佐賀市環境基本計画(案)について |
| 2025年(令和7年) | | |
| 1月8日 ~2月6日 | パブリックコメントの実施 | ○計画案について意見募集 【意見提出者 0名】 |
| 2月19日 | 令和6年度第3回 佐賀市環境審議会 | ○第3次佐賀市環境基本計画の策定について ○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・ 事務事業編)の策定について |

(2) 佐賀市環境審議会への諮問書

佐市環政第139号
令和6年5月30日

佐賀市環境審議会
会長 岡島 俊哉 様

佐賀市長 坂井 英隆

佐賀市環境基本計画について（諮問）

佐賀市環境基本条例第20条第2項第1号の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第3次佐賀市環境基本計画について

2 諮問理由

佐賀市環境基本条例の第9条に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な方向性を示す第3次佐賀市環境基本計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

(3) 佐賀市環境審議会からの答申書

令和7年2月25日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市環境審議会
会長 岡島 俊哉

佐賀市環境基本計画について（答申）

令和6年5月30日付け佐市環政第139号で諮問された佐賀市環境基本計画について、佐賀市環境基本条例第20条第2項第1号の規定により、当審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおりまとめましたので、答申します。

今後、本計画の内容と進捗状況については、市民に対し十分に説明されるとともに、本計画の実施にあたっては、市民、市民団体、事業者等と協働し、計画が着実に推進され、佐賀市の豊かな環境が将来にわたって継承されることを要望します。

6. これまでの環境施策の取組状況調査の結果

第2次佐賀市環境基本計画に基づき、これまでに実施した取組は以下のとおりです。

基本目標1.地球温暖化を防止するまち

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 | |
|---------------------|---|----------------------------|---|--|
| 1-1 地球温暖化防止対策の推進 | (1) 市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進 | ① 市民・事業者の環境配慮行動の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図りました。 ・市民・事業者向けのセミナーや市報等を活用した啓発を行いました。 | |
| | | ② 環境マネジメントシステム等の普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所の環境マネジメントシステムの認証取得及び再エネ100宣言 RE Action への参加を促進するため、新規認証取得費用等の一部を助成しました。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした県主催の「エコアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行いました。 | |
| | | ③ 地産地消の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市産農産物の流通数(うまさガシール発行枚数)年間 200万枚を目指し、うまさガシールを発行しました(令和5年度実績:177.9万枚)。 ・「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」を推進するとともに、「市産材利用推進庁内連絡会議」等で地元産材の活用を働きかけました。 | |
| | | ④ 市役所自身の地球温暖化防止率 先行動の推進 | (i) 職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進 | 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減を維持するよう努めました。 |
| | | | (ii) 公共交通機関の環境負荷低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップバスを導入しました。 ・循環型社会推進課より次世代型バイオディーゼル燃料を受け入れ使用しました。 |
| | | | (iii) 物品調達におけるグリーン購入の推進 | 単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上としました。 |
| | | (2) 低炭素型の交通環境整備 | ① 公共交通機関の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地域である春日北校区において地域住民とともに新たな地域内交通を導入する「地域内交通活性化モデル事業」に取り組んだ結果、令和5年8月2日からデマンドタクシー(乗合タクシー)の本格運行に繋がりました。 ・ワンコイン・シルバーパス*を推進し、シルバーパスを販売しました(令和5年度実績:年間9,145枚販売)。 |
| ② 自転車利用の促進 | 佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行いました。 | | | |
| ③ 自動車利用時の環境負荷低減 | 出前講座や市報、環境パネル展等において環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブを紹介し、普及を図りました。 | | | |

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|-----------------------|------------------------|----------------------|--|
| | | ④ 快適で安全な交通環境の整備 | 道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行いました。 |
| | (3) 低炭素・先進技術の導入 | ① 二酸化炭素の分離・回収技術の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・分離回収装置の仕組みや回収 CO₂ の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進しました。 ・台風時期の影響が少ないミニトマトを対象とし、品種・排ガスの有無・肥料の違いで比較試験を実施しました。 |
| 1-2 再生可能エネルギーの普及促進 | (1) 地域への再生可能エネルギーの普及推進 | ① 再生可能エネルギーの普及推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民・事業者の意識や知識を深めました。 ・環境省の委託事業である、脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業(地域バイオマスの利活用による清掃工場の持続可能な運用システムの実証)を受託し、地域の未利用バイオマスの活用や、清掃工場の熱エネルギーの有効利用を検討しました。 ・ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続しました。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行いました。 |
| | | ② 市役所自身の再生可能エネルギーの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスを活用したエネルギーの地域内循環システム構築に向けて、関係機関との検討を始めました。 ・次世代型バイオディーゼル燃料精製装置により精製した燃料を市営バスやごみ収集車等の燃料として使用しました(市営バス約 70 台、パッカー車 4 台)。 |
| | | ③ 廃食用油の新たな利用方法等の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)について、品質の安定しない家庭系廃食用油を原料とした場合の精製ノウハウ構築など、安定精製を行うための共同研究を進めました。 ・高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力しました。 |
| | | ④ 計画書制度の検討 | 温室効果ガス排出量削減に寄与する「カーボンプライシング」に関する国の検討が進められていることから、国の動向を把握するなど情報収集を行いました。 |

基本目標2. 資源を活かす循環のまち

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|----------------|----------------------------|------------------|--|
| 2-1 3Rの推進啓発 | (1) 家庭系ごみのリデュース・リユース・リサイクル | ① 家庭系ごみのリデュースの推進 | 毎月 30 日と 10 日は、家庭でできる食品ロス削減の取組を実践するよう「家庭版 3010 運動」のリーフレット等を活用し、エコプラザ利用者のほか、出前講座やイベント参加者等に啓発を行いました。 |
| | | ② 家庭系ごみのリユースの推進 | エコプラザの再生ゾーンにおいて、3Rの推進と意識高揚を目的とし、リユース品やリペア品の販売や3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催しました。 |
| | | ③ 家庭系ごみのリサイクルの推進 | ・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付しました。 |

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|------|----------------------------|----------------------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、委託団体による体験型講座やサポートを実施しました。 ・家庭用生ごみ処理容器（電動タイプ含む）の購入費補助を行いました。 |
| | (2) 事業系ごみのリデュースとリユース・リサイクル | ①事業系ごみのリデュース・リユースの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減や3Rの推進などゼロカーボンに資する取組を実施する事業者を登録し、広報支援をすることで市内事業者の更なるごみ減量意識を高めました。 ・エコプラザの会議室利用者に3010運動や食品ロスゼロ推進店の周知広報を行いました。 ・食品ロス削減マッチングサービス「SAGA タベスケ」の利用促進を図り、事業所、市民、行政の三者で連携しながらごみ減量を目指しました。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行いました。 |
| | | ②事業系ごみのリサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源となる紙ごみの分別（特に難古紙）について周知広報に努めました。 ・早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況ではあるが、公募事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めました。 |
| | (3) ごみの減量の啓発推進 | ①ごみの排出等に関する市民の意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行いました。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布しました。 ・「AI チャットボット」による「ごみの分別」に関する自動応答を実施しました。 ・「ごみカレンダー・分別Webアプリ」を配信しました。 ・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、「外国人のためのごみ出しガイド(9言語対応)」を配布しました。 ・市報は毎月、ホームページは随時更新して、3Rに関する情報を提供しました。 ・月刊情報誌、テレビ、ラジオ放送等を活用して、3Rに関する各種広報を行いました。 |
| | | ②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供（導入費の補助制度等）を行いました。 ・プラットホームでの搬入検査を随時行い、違反等があれば、違反ごみの搬入事業者へ連絡し、分別指導を行いました。 |
| | | ③ごみ減量に関する学習の場の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れました。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め食品ロス問題、SDGsやプラスチック資源循環などの環境全般に関する講座やイベント等を開催しました。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座（5分程度）を実施し、環境問題について考える機会を提供しました。 |

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|----------------|-----------------|------------------|---|
| | | | ・YouTube チャンネルとインスタグラムを使ってエコプラザからの情報提供と利活用を促す広報を行いました。 |
| | | ④市役所自身のごみ減量行動の推進 | (i) 公共工事建設副産物のリユース・リサイクル 公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のデータ提出について全庁文書資料室に掲載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行いました。 |
| | | | (ii) 浄水処理・下水処理汚泥の有効活用 浄水場及び下水処理場から発生する汚泥を肥料化し再利用しました(令和5年度実績:浄水汚泥の再利用率 96.4%、下水汚泥の再利用率 98.25%)。 |
| | | | (iii) ペーパーレス化の推進 ・文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続しました。 ・庁議・経営戦略会議・指名等審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されました。 |
| 2-2 ごみの適正処理 | (1) 効率的な処理施設の運用 | ①可燃ごみ搬入時の検査及び指導 | 清掃工場に搬入される事業系一般廃棄物を抜打ちで検査しました。違反した際には、口頭による注意や注意書を発行し、それでも改善がない場合は、適正化指導書を発行するなど、適正な搬入になるよう努めました。 |
| | | ②処理施設の適正な維持管理 | 定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じました。 |
| | | ③最終処分場の維持管理と改修整備 | ・各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理に努めました。 ・国の交付金を活用した施設整備を行いました。第二工区の埋立て物の掘り起こしによる再生(残余量の確保)と水処理施設の処理能力検討・整備、集水管・ポンプ設備の整備(適正な浸出水処理)について、事業者選定の方法を決定し、事業の仕様書を作成しました。 |
| | (2) 収集体制の適正化 | ①ごみステーションの適正管理 | ・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行いました。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット及びボックス型・ネットボックス型等の購入補助を行いました。 |
| | | ②ごみの収集運搬 | ・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬しました。 ・その他の地区は民間業者に委託していますが、引き続き、適正に収集し運搬できるよう搬入や運搬時・作業時の安全等の研修を実施しました。 |
| | | ③資源物持ち去り行為防止対策 | ・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを重点的に、パトロールを行いました。持ち去りを行う者は発見できませんでした。 ・資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行いました。 |

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|------|-------------|----------------------|--|
| | | ④ごみ分別方法の統一化等の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に条例改正をし、令和6年度からごみの分別方法及び手数料を市内で統一しました。 ・分別方法が変更になる諸富町・三瀬地区の住民に対して説明会を開催し周知を行うとともに、ごみ収集業務を委託する事業者を決定しました。 ・プラスチックの分別・リサイクルについて検討を進め、異物混入の少ない質の高いリサイクルを目指し、拠点回収による分別リサイクルを進める方向で方針決定しました。 ・市内3地域で拠点回収による分別実証実験を行い、今後の運営方法を検討するためのデータ収集を行いました。 |
| | (3) 民間施設の活用 | ①民間のごみ処理施設でのリサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努めました。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努めました。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施しました。 |

基本目標3.水とみどりがあふれるまち

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|------------------|--------------|--------------------------|---|
| 3-1 清らかな水辺の確保 | (1) 水辺空間の整備 | ①親水空間の創出 | 河川公園の除草作業、既存の水辺空間の植栽管理やガス燈修繕を行いました。 |
| | | ②多自然型護岸の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進しました。 ・下無津呂川外災害復旧工事の際に、環境配慮型ブロックを使用しました。 ・野釜川河川災害復旧工事の際に環境配慮型ブロックを使用しました。 |
| | (2) 河川等の機能保全 | ①河川、水路等の機能の保全 | ・予算の範囲で、市民清掃で困難な箇所ので浚渫、伐採、除草及び護岸の補修を行いました。 |
| | | ②地域が一体となった農村環境整備 | 市内全域で多面的機能支援事業の取組が行われました。 |
| | | ③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・嘉瀬地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去及び浚渫による水路底に根付いた水草の根の撤去を行いました。 ・嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサの除草を行いました。 ・久保田、川副地区におけるブラジルチドメグサ及び東与賀地区におけるナガエツルノゲイトウの除去を行いました。 ・特定外来生物(水草)の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等の対策により拡大防止に努めました。 |
| | | ④市民主体による河川・水路の清掃 | 必要な用具の貸し出しや、ごみの回収を行いました。 |
| 3-2 | (1) 森林の整備と保全 | ①市有林・公団分収林の育成 | 造林事業や森林環境譲与税を活用した間伐等により、森林保育や森林資源の循環に努めました。 |

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 | |
|--------------|--------------|----------------------|--|--|
| 豊かなみどりの確保 | | ②森林整備地域活動の支援 | 森林経営計画の策定及び進捗状況の確認等、計画作成者の状況に応じ、個別に支援しました。 | |
| | | ③地元産材の活用促進 | ・「市産材利用推進庁内連絡会議」等で地元産材の活用を働きかけました。 ・建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とし、準じて発注を行いました。 | |
| | | ④森林の持つ役割の啓発 | ・企業の森林づくりでの広葉樹の植林活動や「森林浴体感ツアー」（春1回、秋2回）及び「林業就業体験」を実施しました。 ・植樹・育樹を行っている12団体へ緑の募金による助成を行いました。 | |
| | | ⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入 | ・間伐材が使用されたコピー用紙等の単価契約を採用し、全部署で購入できるようにしました。 | |
| | | (2)農用地の確保 | ①農用地の保全 | 農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングに取り組みました。 |
| | (3)緑地の創造と保全 | ②環境にやさしい農業の推進 | 有機農業研修・体験学校を実施しました。 | |
| | | ①市民・事業者の緑化活動の支援 | 地域への緑化活動の支援を行いました。 | |
| | | ②市民ニーズを反映した公園整備 | 公園施設内の老朽化に伴い、交換する電灯具のLED化を行いました。 | |
| | | ③公共地（公共施設、街路等）の緑化の推進 | 佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設への花苗の配布や、整備区間に街路樹として「ケヤキ」の木を植樹するなどの緑化を計画的に行いました。 | |
| | 3-3 生物多様性の保全 | (1)希少種等の保全 | ④グリーンツーリズムの推進 | 食と農の体験交流ツアーや、農林漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施しました。 |
| | | | ①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整 | ・各工事の環境調査を専門家と実施しました。 ・特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催しました。 ・市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催しました。 ・市域自然環境調査の現地調査を令和5年度から開始しました。 |
| | | | ②生態系が豊かな自然環境の保全 | ・白石原湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図りました。 |
| | | (2)自然観光資源の保全と活用 | ③外来生物への対策 | ・外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響について市ホームページや関係機関にチラシを設置するなど情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応しました。 ・アライグマの防除をしました。 |
| ①北部山麓一帯の活用推進 | | | ・自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行いました。 ・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどの観光資源をPRしました。 | |

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|------|---------------------------------|-----------------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・古湯・熊の川温泉郷や三瀬やまびこの湯、周辺の観光スポット及びレンタサイクル等の観光資源をPRしました。 ・北山湖サイクリングロードを巡ってスタンプを集めるスタンプラリーや自然が体験できるイベント「北山フェスタ・スタンプラリー」を開催しました。 |
| | | ②希少生物の保存と観光資源活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行いました。 ・シチメンソウのまつりの支援やシチメンソウを育てる会の支援を通じて、住民活動の活性化を図りました。 |
| | | ③河畔林（横堤）の維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地元自治会で、除草、伐採を行いました。 |
| | (3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース | ①干潟の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業やボランティアにより海岸清掃活動が継続的に実施されました。 ・東与賀支所を中心にシチメンソウ保全の取組を実施し、ボランティアと共にシチメンソウの種取、種まきを行った他、立ち枯れの要因解析を佐賀大学に委託しました。 ・干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握するための調査を実施しました。 ・条約登録区域周辺の底生調査を佐賀大学に委託し実施しました。 ・東よか干潟及びシチメンソウヤード周辺に生育する植物について調査委託を行いました。 |
| | | ②交流・学習の機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・東よか干潟ラムサールクラブの運営、東よか干潟自然観察会の開催、小中学校の学習に対する支援等を行いました。 ・東よか干潟ボランティアガイドの養成講座を開催しました。 ・東よか干潟の自然環境の保全と地域活性化を推進するための、学習・交流・観光等の拠点として運営を行いました。 ・ラムサール条約登録関係市町村会議に参加し、国内登録湿地との連携・交流を行いました。 ・くじゅう坊ガツル・タデ原湿原（大分県）及び、びわっこ大使（滋賀県）の子どもと東よか干潟ラムサールクラブの子どもたちとの交流を実施しました。 ・地元の小中学校（東与賀小学校、東与賀中学校）の干潟に関する学習支援を行った他、東よか干潟で学習する市内小中学校に対し、利用するバスの借上料の一部を負担する取組を実施しました。 |
| | | ③干潟の観光資源としての活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレット、ホームページ等でPRを行いました。 ・シギチドリの渡来時期に合わせ、シギチフェスを開催しました。 ・まちづくり協議会や市民活動団体、学生団体が実施するイベントを通して干潟の魅力を伝えました。 ・シチメンソウの紅葉に合わせてシチメンソウまつりを開催しました。同時期にインターナショナルバルーンフェスタも開催されており、バルーン会場や街なかを結ぶシャトルバスを利用し多くの観光客に会場いただきました。 |

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|-----------------------|----------------------|--------------------|---|
| | | | ・シギの恩返し米プロジェクトでは、農業振興課や東与賀支所、地元農家、農協等を中心にラムサールブランドとして首都圏へのPRや市内店舗での取扱いを推進しました。 |
| 3-4 自然環境と調和した都市づくり | (1)みどりや水と共存する都市景観の形成 | ①都市の風致の維持・保全 | 佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行いました。 |
| | | ②住民主体の環境保全等のルールづくり | 住民の要望を踏まえ良好な住環境の保全・形成等を図るための協定や地区計画等のルールを作成しました(令和5年度実績:川上地区)。 |
| | | ③良好な景観の形成 | 景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行いました。 |
| | (2)歴史や文化に根ざした環境の保全 | ①歴史あるみどり空間の保全 | 指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図り、必要に応じて樹勢回復治療を行いました。 |
| | | ②景観重要建造物等の保存 | 景観重要建造物等の補修等に対し、助成を行いました。 |
| | | | |

基本目標4.安全で快適な生活環境のまち

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|-------------------|-------------------|----------------|---|
| 4-1 身近な生活環境の保全 | (1)生活に密着した環境問題の改善 | ①ペット類の適正飼育の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防集合注射を実施しました。 ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓発を行いました。 ・犬のしつけ方教室を開催しました。 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成を行いました。 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成を行いました。 ・公園を棲み処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成を行いました。 |
| | | ②衛生害虫駆除の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託によるアカイエカの防除を行いました。 ・ヤブ蚊対策の啓発出前講座を実施しました。 ・衛生害虫等に関する相談対応を行いました。 |
| | | ③家庭ごみ等の野外焼却の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ・野外焼却の自粛を呼び掛けました。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行いました。 |
| | | ④身近な生活環境改善の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に関する相談対応を行いました。 ・市民からの苦情相談の対応を行いました。 |
| | | ⑤空き家等の適正管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険な空き家に対して解体費の助成を行いました。 ・空き家・空き地の管理不全による周辺住民の生活環境を保全するため、衛生害虫の発生について相談に応じ、生活環境の改善を図りました。 |
| | | ⑥不法投棄の防止対策 | パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行いました。 |
| | (2)市民清掃活動の推進と支援 | ①清掃活動の推進 | 県内一斉ふるさと美化活動や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行いました。 |
| | | ②清掃ボランティアの支援 | 地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行いました。 |

| 環境項目 | 施策の方向 | 取組施策 | 実施状況 |
|----------------|-----------------|----------------------------|--|
| | (3) 安全な水道水の安定供給 | ①安全でおいしい水の確保 | 水質事故 0%を維持しました。 |
| | | ②水道フェアの開催等による啓発 | 上下水道フェア、出前講座、上下水道だよりによる啓発を実施しました。 |
| | | ③水道水の水質検査の実施 | ホームページに水質検査結果を公表し、「上下水道だより」で市民に向けてPRを行いました。 |
| 4-2 生活排水の対策 | (1) 下水等の処理 | ①公共下水道への接続率向上と適正管理 | ・下水道未接続者に対し、未接続の理由や意識等の調査(アンケート方式)を行いました。また、接続の意識を高めるため、接続依頼文書を同封しました。 ・下水道の整備(浄化槽を除く)を進めました。(令和5年度実績:整備率 94.59%)。 |
| | | ②農業集落排水の適正管理 | 定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営に努めました。 |
| | | ③市営浄化槽の設置と適正管理 | 市営浄化槽を計画的に設置しました。(令和5年度実績:普及率 76.1%)。 |
| | (2)し尿等の処理 | ①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理 | 処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施しました。 |
| 4-3 地域環境の保全 | (1) 監視測定の実施 | ①監視測定の実施 | 各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対する的確な情報提供を行いました。 |
| | (2) 公害等の発生の防止対策 | ①事業所への環境保全関連の指導 | ・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行いました。 ・特定事業場等への立入調査を行いました。 |
| | | ②水質汚染への対応 | ・油流出発生時に迅速に対応を行いました。 ・事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施しました。 ・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行いました。 ・水質事故が発生した場合には、関係機関等と連携して対応しました。 |
| | | ③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導 | 生産水田への堆肥散布の取組を、耕畜連携助成等を利用して推進しました。 |
| | | ④麦わら・稲わらのすき込み利用等によるわら焼却の抑制 | 麦わら、稲わらの有効活用に関するチラシの窓口設置や、生産組合長会議で資料を配布し啓発活動を行いました。 |
| | (3) 化学物質への対策 | ①市の事業における化学物質対策 | ・化学物質の使用に関するガイドラインを周知しました。 ・薬剤使用実態調査を行いました。 |
| | | ②学校における適切な環境の維持及び改善 | 夏休み期間に市立小中学校でホルムアルデヒドの検査を実施しました。 |

横断プロジェクト

①バイオマス産業都市さがの構築

| 施策の方向 | 内容 | 実施状況 |
|---|--------------------------|--|
| <p>ごみ処理施設や下水処理施設などの既存の施設を活用して新たなエネルギーや資源を創出し、バイオマスを活用したまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、行政が公平な立場で仲介役を果たし、バイオマスの活用に関する官民や民民の連携を実現していくことを基本的な手段として、経済性が確保された中でバイオマスの活用を推進する一貫システムの構築に取り組んでいく。</p> | ①ごみ焼却から生み出す電力の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続しました。 ・出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動をしました。 |
| | ②微細藻類の培養による資源創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取組を継続するとともに、「さが藻類産業研究開発センター」における藻類培養や抽出などの研究・開発や、藻類が有する成分の有効性の研究に取り組みました。 ・既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組みました。 ・清掃工場周辺での新たな事業展開（既存事業者との連携、新たな事業者の進出）に対して、適宜サポートを行いました。 |
| | ③効率的な資源の受入れ | <p>地域バイオマス（し尿・浄化槽汚泥、味の素のバイオマス）受入による影響を注視しながら下水浄化センターの運転管理を行いました。</p> |
| | ④廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）について、品質の安定しない家庭系廃食用油を原料とした場合の精製ノウハウ構築など、安定精製を行うための共同研究を進めました。 ・高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力しました。 |
| | ⑤食品リサイクルの促進 | <p>生ごみ処理機の導入を検討している事業者（旅館業や飲食店）への相談に応じ、生ごみ処理機導入に対する補助制度等の情報提供に努めました。</p> |

②環境教育の推進

| 施策の方向 | 内容 | 実施状況 |
|--|---------------|---|
| <p>子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行うことにより、体系的な環境教育を推進する。</p> | ①佐賀市学校版環境 ISO | <ul style="list-style-type: none"> ・学校版環境ISO活動において全 53 校を書類で審査し、取組の状況を確認しました。 ・社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布しました。 ・子ども環境ポスター展を実施し、作品を市役所、エコプラザ、市立図書館、東よか干潟ビジターセンターで展示しました。 ・ISO認定校の看板が老朽化したものの取り換えを行いました。 ・小中学校の清掃工場、東よか干潟見学時のバス借上料の一部を負担しました。 ・学校の特色ある取組を発信しました。 |
| | ②佐賀環境フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> ・次年度カリキュラムの企画（外部講師選定やフィールドワークの内容検討など）を通して、講座開講に向けた支援を行いました。 |

| 施策の方向 | 内容 | 実施状況 |
|---------------------------|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・市報や市ホームページで広報を行い、広く市民の参加を募りました。 |
| | <p>③「トンボ王国さが」づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会「さかの生きものさがし 2023」を実施しました。 ・トンボ写真コンクールを実施し、エコプラザ、市立図書館、東よか干潟ビジターセンターひがさず、イオンモール佐賀大和店で入選作品を展示しました。 ・写真コンクール入賞作品を掲載したカレンダーを製作しました。 ・県準絶滅危惧種のトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、地元小学生と共に生息地を整備しました。これに合わせて、事前学習や観察会を行いました。 ・白石原湿原の維持管理を行いました。 ・小冊子「さがしのとんぼ」を配布しました。 |
| | <p>④環境学習拠点施設（エコプラザ）における環境学習</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうため、市内外の小学生を始め、大学、地域団体、企業・行政視察等の団体による施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行いました。 ・個人見学者への新たな対応として、音声ガイド機導入に向けたコンテンツを作成しました。 ・環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的として、中高大学生の職場体験学習を受け入れました。 ・環境教育用のパネルを三階廊下に展示し、清掃工場の見学に訪れた児童生徒への啓蒙に努めました。 ・「低炭素型社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「生活環境」などに関する環境啓発イベントを実施しました。 ・その他、環境をテーマとした他団体主催のアートの展示や、動画の配信等を行いました。 ・エコプラザの再生ゾーンにおいて、3Rの推進と意識高揚を目的とし、リユース品やリペア品の販売や3Rに関する講座やイベント（エコマーケット等）を開催しました。 ・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さが」の認知度向上を図りました。 |
| <p>⑤佐賀市環境保健推進協議会の取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全及び浄化、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的として、佐賀市環境保健推進協議会及び各校区実践本部、各支部の活動に対して補助金を交付することにより、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実践しました。 ・先進地視察研修を実施しました。 ・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者表彰及び健康長寿のための健やかな暮らしについて講演会を実施しました。 ・環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会において、活動を企画し、実践活動を実施しました。 | |

| 施策の方向 | 内容 | 実施状況 |
|-------|------------------------------|---|
| | ⑥ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・東よか干潟の価値や魅力を学び多くの人に伝え、将来のリーダーを育成するラムサールクラブ活動を実施しました。 ・東よか干潟ビジターセンターにおいて、ひがさず Field School や干潟交流塾等の講座やワークショップを開催することで、環境学習の機会を提供しました。 ・地元の小中学校(東与賀小学校、東与賀中学校)の干潟に関する学習支援を行った他、東よか干潟で学習する市内小中学校に対し、利用するバスの借上料の一部を負担する取組を実施しました。 ・東よか干潟ボランティアガイドにより、土日を中心に来訪者へ飛来する野鳥の魅力や、シチメンソウについて、その価値や魅力を伝えました。 ・高校の現地研修の受け入れ、学習支援を行った他、佐賀大学農学部と連携し干潟の調査等を行いました。 |
| | ⑦その他の環境教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育園と連携し、SDGs環境紙芝居を幼稚園・保育園に配布し、子どもたちを始め、先生や保護者にもSDGsや環境について意識を高めてもらえるよう努めました。また、読み聞かせ動画の配信を行い、子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行いました。 ・佐賀清和高校の放送部と連携し、在留外国人の方にも楽しくSDGsについて知ってもらえるよう、SDGs環境紙芝居の英語版動画の作成に向け、録音等を行いました。 ・地域や事業所等において、ごみの分別や食品ロス、外国人のためのごみ出し講座、電力の地産地消など、市の取組を紹介する出前講座や小中高生への出前授業を実施しました。 ・生ごみの堆肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施しました。 ・ひがさず・エコプラザ定例会において、今後の環境教育のあり方や進め方等について協議しながら各種環境教育事業を実施しました。 ・保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育を実施しました。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努めました。 ・上記の取組のほか、緑化教室や自然体験、農業体験、植樹イベントなど、環境や自然に関連する事業を行う各部署において環境教育を実施しました。 |

7. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

第3次佐賀市環境基本計画の策定にあたり、環境に関するニーズ等を把握し、計画に反映させていくことを目的としてアンケート調査を実施しました。

| 対象 | 調査方法 | 配布数 | 回答数 | 回答率 | 期間 |
|--------------------------------|---------------------------|---------|-------|-------|-----------------------------|
| 市民アンケート 18歳以上の市民 (無作為抽出) | 郵送配布 郵送回収又は WEB 回答 | 1,300 人 | 425 人 | 32.7% | 2024 年(令和6年) 3月22日~4月12日 |
| 事業者アンケート 市内事業所 (無作為抽出) | | 300 社 | 96 社 | 32.0% | |
| 親子アンケート 小学5年生 市内の市立小学校 | 学校配布 学校で回収又は WEB 回答 | 2,027 人 | 549 人 | 27.1% | 2024 年(令和6年) 5月28日~6月21日 |

※アンケートの各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(2) 市民アンケートの結果

【問1】回答者の属性

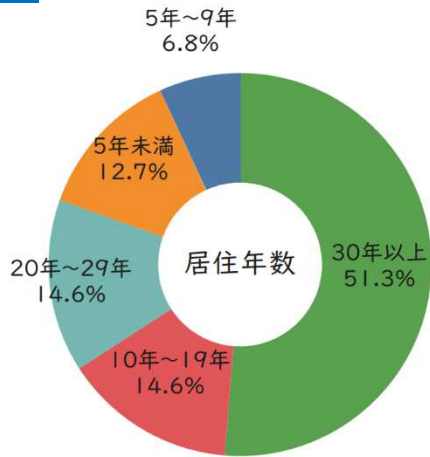
年齢・性別・居住地区

(単位:%)

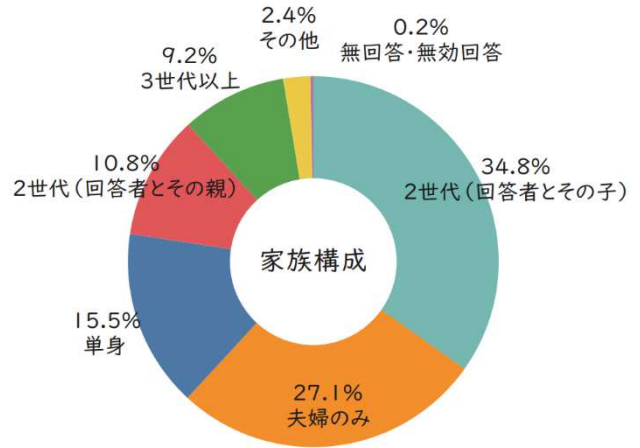
| | 旧佐賀市 | | 大和地区 | | 川副地区 | | 久保田地区 | | 諸富地区 | | 東与賀地区 | | 富士地区 | | 三瀬地区 | |
|------------|------|------|------|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|----|------|-----|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 10歳代 | 0.2 | 0.5 | 0.2 | 0.2 | 0 | 0 | 0.2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20歳代 | 1.2 | 2.4 | 0.2 | 0 | 0 | 0.2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30歳代 | 2.8 | 4.7 | 0.2 | 0 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0 | 0 | 0.2 | 0.5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 40歳代 | 3.8 | 5.6 | 0.5 | 0.5 | 0.2 | 0.2 | 0.7 | 0.2 | 0 | 0 | 0.2 | 0.2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 50歳代 | 5.9 | 5.6 | 0.9 | 0.7 | 0.7 | 0.5 | 0.2 | 0.5 | 0.2 | 0.2 | 0 | 0.5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 60歳代 以上 | 17.4 | 22.8 | 2.8 | 2.8 | 1.2 | 1.9 | 0.2 | 1.2 | 1.2 | 1.4 | 0.5 | 0.5 | 0.7 | 0 | 0 | 0.2 |

※無回答・無効回答:1.4%

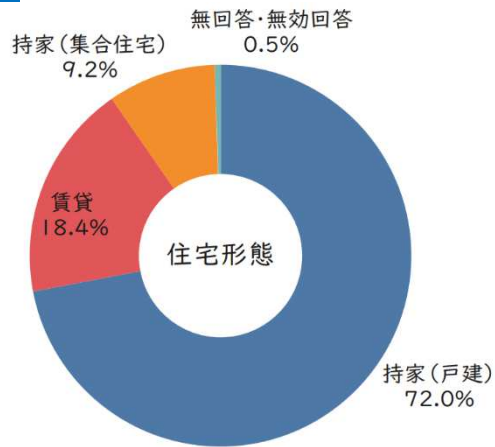
居住年数



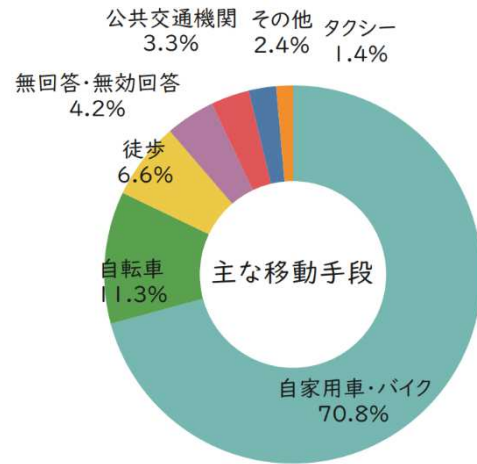
家族構成



住宅形態



主な移動手段



職業

(単位:%)

| | | | |
|-------------|-----|----------|------|
| 農林漁業 | 5.4 | 教育・学習支援業 | 3.8 |
| 建設業 | 4.9 | 医療・福祉 | 8.7 |
| 製造業 | 4.2 | その他サービス業 | 11.8 |
| 卸売・小売業 | 4.5 | 公務 | 5.6 |
| 宿泊業・飲食サービス業 | 2.1 | その他 | 47.1 |
| | | 無回答・無効回答 | 1.9 |

【問2】現在の佐賀市の環境に関する満足度と重要度（各項目単一回答）

現在の満足度

| | 満足 | やや満足 | どちらともいえない | やや不満 | 不満 | 無回答・無効回答 |
|-------------------|-------|-------|-----------|-------|-------|----------|
| 自然の豊かさ | 31.3% | 46.6% | 15.3% | 4.5% | 0.5% | 1.9% |
| 自然や動植物とのふれあいの場の多さ | 11.8% | 24.7% | 39.8% | 17.4% | 3.3% | 3.1% |
| 自然景観・田園景観の美しさ | 26.6% | 44.9% | 19.1% | 5.4% | 1.2% | 2.8% |
| 空気のきれいさ | 32.7% | 41.4% | 17.4% | 4.9% | 0.9% | 2.6% |
| 水辺・河川のきれいさ | 12.9% | 32.5% | 26.1% | 17.6% | 8.0% | 2.8% |
| クリークのきれいさ | 8.2% | 23.1% | 31.1% | 22.4% | 12.5% | 2.8% |
| 海のきれいさ | 8.2% | 21.4% | 45.2% | 14.1% | 4.7% | 6.4% |
| まちの静けさ（騒音・振動） | 16.2% | 43.8% | 22.8% | 12.5% | 2.8% | 1.9% |
| まちの清潔さ | 14.1% | 44.0% | 28.7% | 9.6% | 1.2% | 2.4% |
| まち並みの美しさ | 11.1% | 30.8% | 39.3% | 14.1% | 2.4% | 2.4% |
| まちの緑の多さ | 18.4% | 41.4% | 28.0% | 8.5% | 1.9% | 1.9% |
| 史跡・文化財などの豊富さ | 11.8% | 33.6% | 43.1% | 7.5% | 1.9% | 2.1% |
| 環境を守る市民意識の高さ | 3.1% | 23.5% | 51.1% | 15.8% | 4.7% | 1.9% |
| 環境保全活動への参加のしやすさ | 3.5% | 16.7% | 62.1% | 11.8% | 2.8% | 3.1% |

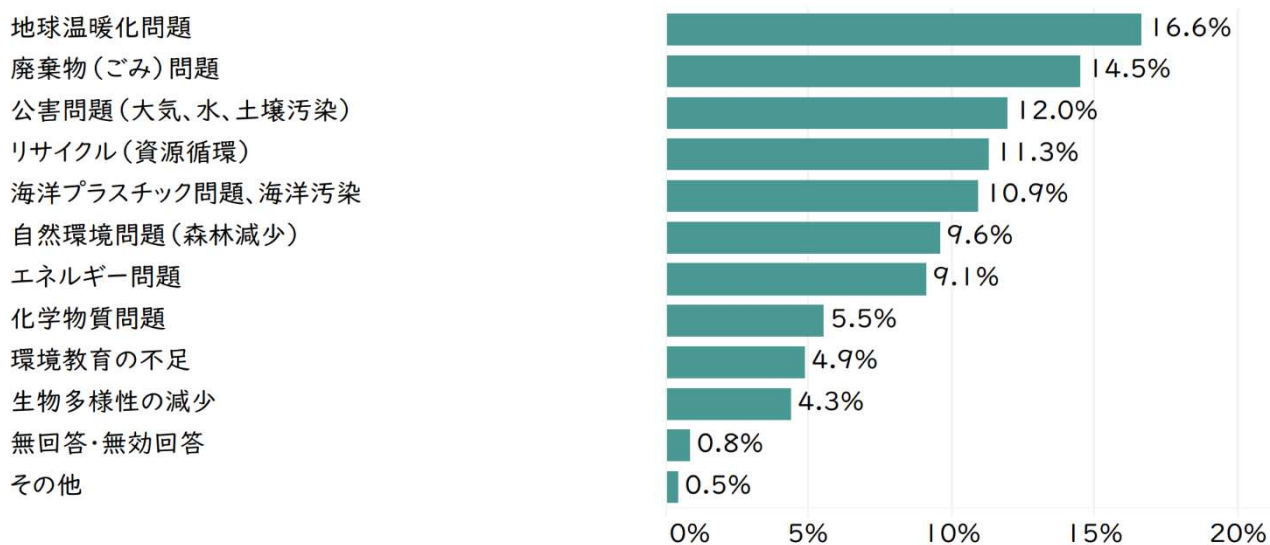
今後の重要度

| | 重要 | やや重要 | どちらともいえない | あまり重要でない | 重要でない | 無回答・無効回答 |
|-------------------|-------|-------|-----------|----------|-------|----------|
| 自然の豊かさ | 41.9% | 34.6% | 11.8% | 4.5% | 1.2% | 6.1% |
| 自然や動植物とのふれあいの場の多さ | 22.6% | 41.2% | 24.2% | 4.0% | 1.6% | 6.4% |
| 自然景観・田園景観の美しさ | 40.0% | 37.2% | 13.2% | 3.3% | 0.2% | 6.1% |
| 空気のきれいさ | 58.4% | 27.8% | 6.4% | 1.6% | | 5.9% |
| 水辺・河川のきれいさ | 55.1% | 32.0% | 5.9% | 0.9% | 0.2% | 5.9% |
| クリークのきれいさ | 48.7% | 34.6% | 9.9% | 1.2% | 0.2% | 5.4% |
| 海のきれいさ | 50.1% | 26.8% | 13.4% | 1.2% | | 8.5% |
| まちの静けさ（騒音・振動） | 40.2% | 39.8% | 11.3% | 2.8% | | 5.9% |
| まちの清潔さ | 54.4% | 31.1% | 7.3% | 1.9% | | 5.4% |
| まち並みの美しさ | 44.0% | 37.9% | 11.3% | 2.1% | | 4.7% |
| まちの緑の多さ | 40.7% | 39.1% | 12.2% | 2.6% | 0.5% | 4.9% |
| 史跡・文化財などの豊富さ | 27.3% | 41.2% | 21.9% | 3.5% | 0.9% | 5.2% |
| 環境を守る市民意識の高さ | 44.0% | 33.4% | 14.8% | 2.6% | 0.5% | 4.7% |
| 環境保全活動への参加のしやすさ | 26.6% | 38.1% | 24.7% | 3.8% | 1.4% | 5.4% |

【問3】愛着を感じる佐賀市の環境や場所、風景（自由回答）

本編21ページ参照

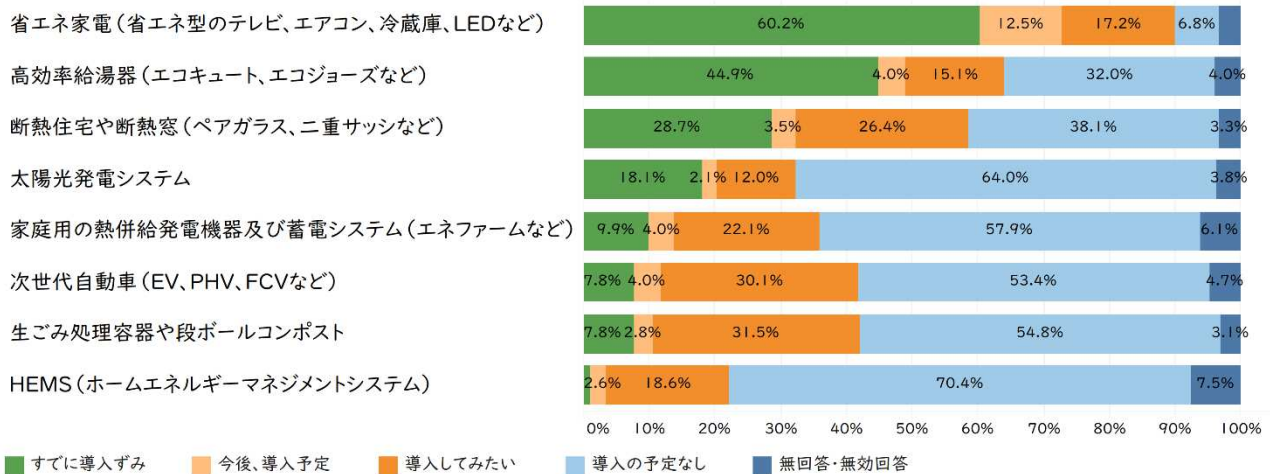
【問4】関心の高い環境問題（複数回答）



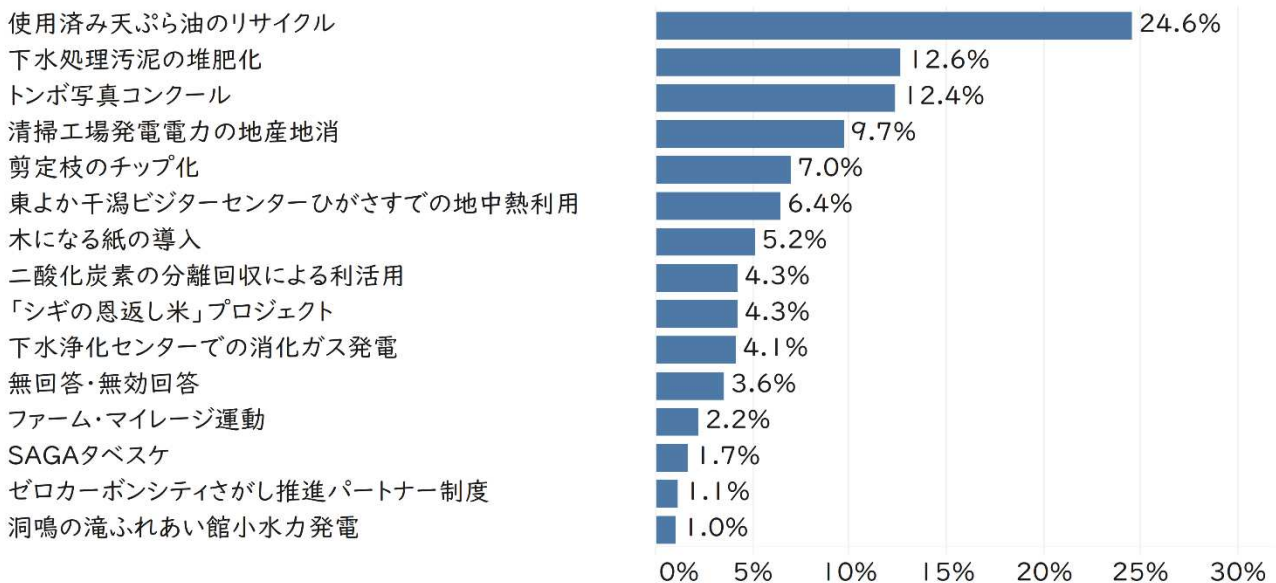
【問5】環境に配慮した取組の状況(各項目単一回答)

| | いつもしている | できるだけしている | あまりしていない | 全くしていない | 該当しない | 無回答・無効回答 |
|--|---------|-----------|----------|---------|-------|----------|
| 冷房時の室温は、28℃を目安にする | 26.6% | 38.4% | 20.9% | 9.2% | 2.4% | 2.6% |
| 暖房時の室温は、20℃を目安にする | 24.5% | 36.7% | 23.1% | 9.6% | 3.3% | 2.8% |
| 冷暖房時にはサーキュレーターを併用する | 15.8% | 20.5% | 19.5% | 20.5% | 14.6% | 9.2% |
| 使っていない部屋の明かりをこまめに消す | 64.0% | 28.0% | 4.2% | 0.7% | 0.5% | 2.6% |
| テレビを見ないときは消す | 58.6% | 28.2% | 8.0% | 1.9% | 0.5% | 2.8% |
| 部屋を片付けてから掃除機をかける | 45.6% | 34.4% | 13.9% | 0.9% | 1.6% | 3.5% |
| 冷蔵庫を開ける時間をできるだけ短くする | 44.7% | 42.8% | 9.2% | 1.2% | | 2.1% |
| ガスコンロは、炎がなべ底からはみ出さないように調節する | 40.2% | 25.6% | 6.1% | 1.6% | 21.4% | 4.9% |
| こまめにシャワーを止める | 44.7% | 34.1% | 12.0% | 0.5% | 4.5% | 4.2% |
| 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める | 63.1% | 15.5% | 8.7% | 2.8% | 6.1% | 3.8% |
| 洗濯物はまとめて洗う | 52.9% | 32.2% | 9.2% | 1.4% | 1.6% | 2.6% |
| 近くに出かけるときは、マイカーを使わず徒歩か自転車を利用する | 21.6% | 26.6% | 29.6% | 10.6% | 8.2% | 3.3% |
| 車の運転の際には一定の速度で走ることを心がけ、急発進、急加速しないようにする | 37.4% | 38.4% | 6.8% | 1.6% | 11.8% | 4.0% |
| バスや電車などの公共交通機関を利用する | 10.8% | 12.5% | 30.4% | 27.8% | 15.1% | 3.5% |
| 無駄なアイドリングをやめる | 40.0% | 28.2% | 11.8% | 2.4% | 11.3% | 6.4% |
| 食品を買うときは、手前ものから選んでいる | 17.9% | 42.6% | 30.6% | 3.1% | 2.6% | 3.3% |
| ご飯は残さず食べて、食べ残しのごみがでないようにする | 50.4% | 42.4% | 4.0% | 0.7% | 0.2% | 2.4% |
| 外出するときは水筒を持っていく | 30.1% | 33.2% | 22.4% | 8.0% | 3.5% | 2.8% |
| スーパー等の資源物回収(トレイやペットボトル、紙類など)を利用する | 35.1% | 27.1% | 17.4% | 12.2% | 5.6% | 2.6% |
| 使用済み天ぷら油のリサイクルに協力している | 19.3% | 16.2% | 22.8% | 24.7% | 13.2% | 3.8% |
| 買い物のときは、リサイクル製品などの環境にやさしい商品を選んでいる | 11.5% | 36.7% | 35.8% | 9.2% | 3.8% | 3.1% |
| 暑い日の夕方には打ち水をする | 3.5% | 16.0% | 30.4% | 37.4% | 10.6% | 2.1% |
| ペットの糞の始末など、飼育マナーを守る | 21.9% | 5.9% | 1.2% | 0.7% | 64.7% | 5.6% |
| もともと佐賀にいない生き物を、自然の中に置き放ったりしないようにする | 24.7% | 5.2% | 1.2% | 7.5% | 55.3% | 6.1% |
| 「地域の川の清掃」や「地域の清掃」に参加する | 38.4% | 23.5% | 12.9% | 12.7% | 10.1% | 2.4% |
| たばこのポイ捨てや歩きタバコをしないようにする | 22.6% | 6.6% | 0.9% | 1.4% | 63.1% | 5.4% |
| ゴーヤなどの植物を窓や壁に育てる(緑のカーテン) | 7.1% | 12.2% | 16.0% | 40.9% | 21.4% | 2.4% |
| 宅配ボックスを活用し、再配達を減らす | 17.6% | 19.3% | 13.9% | 22.6% | 23.3% | 3.3% |
| 環境問題について家族や友人・知人と話す | 6.6% | 21.2% | 47.8% | 17.2% | 5.4% | 1.9% |

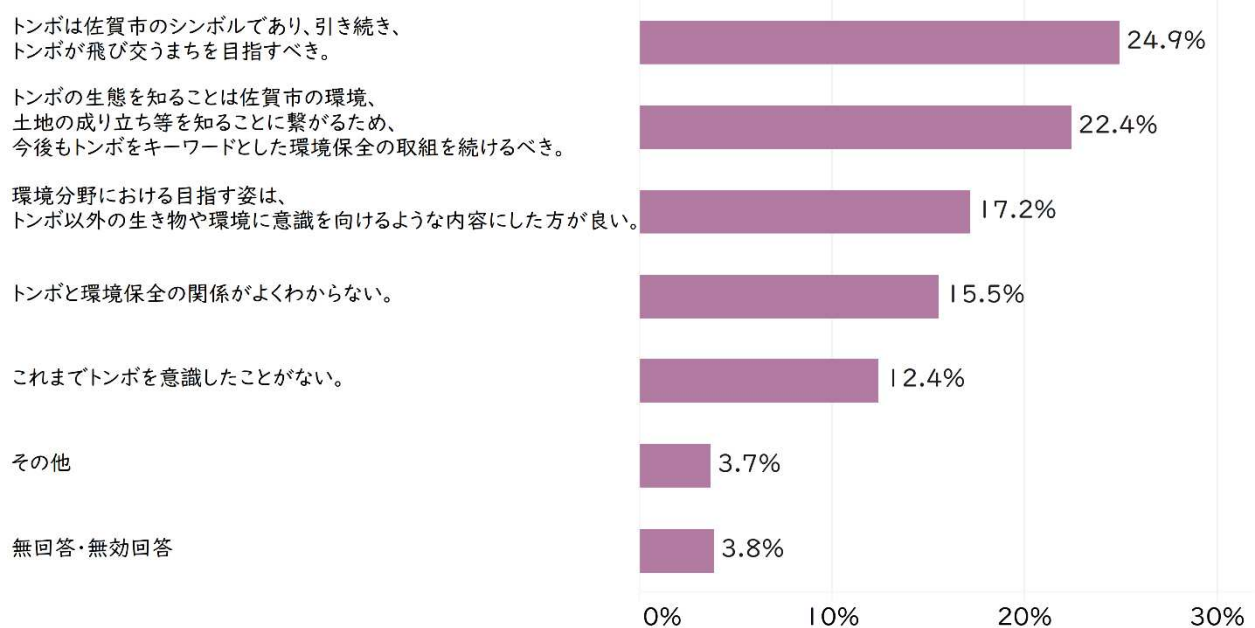
【問 6】環境に配慮した製品の利用状況（各項目単一回答）



【問 7】知っている市の取組（複数回答）



【問 8】トンボに対するイメージ（複数回答）



(3) 事業者アンケートの結果

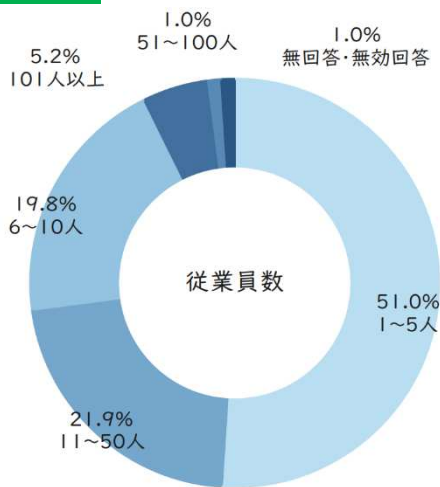
【問1】回答者の属性

業種

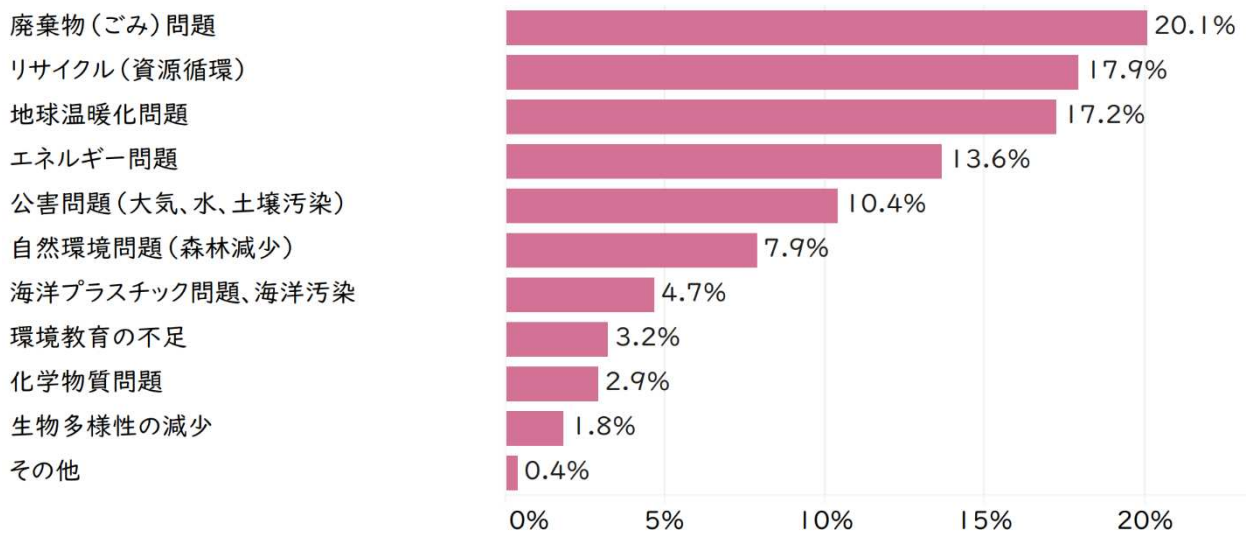
(単位：%)

| | | | |
|-------------|------|-----------|------|
| 農林漁業 | 1.0 | 教育・学習支援業 | 1.0 |
| 建設業 | 19.8 | 医療・福祉 | 13.5 |
| 製造業 | 6.3 | その他のサービス業 | 16.7 |
| 卸売・小売業 | 20.8 | 公務 | 0 |
| 宿泊業・飲食サービス業 | 3.1 | その他 | 15.6 |
| | | 無回答・無効回答 | 2.1 |

従業員数



【問2】関心の高い環境問題(複数回答)



【問3】環境問題に取り組んでいる理由(複数回答)

本編25ページ参照

【問4】環境問題に取り組んでいる体制(単一回答)

本編25ページ参照

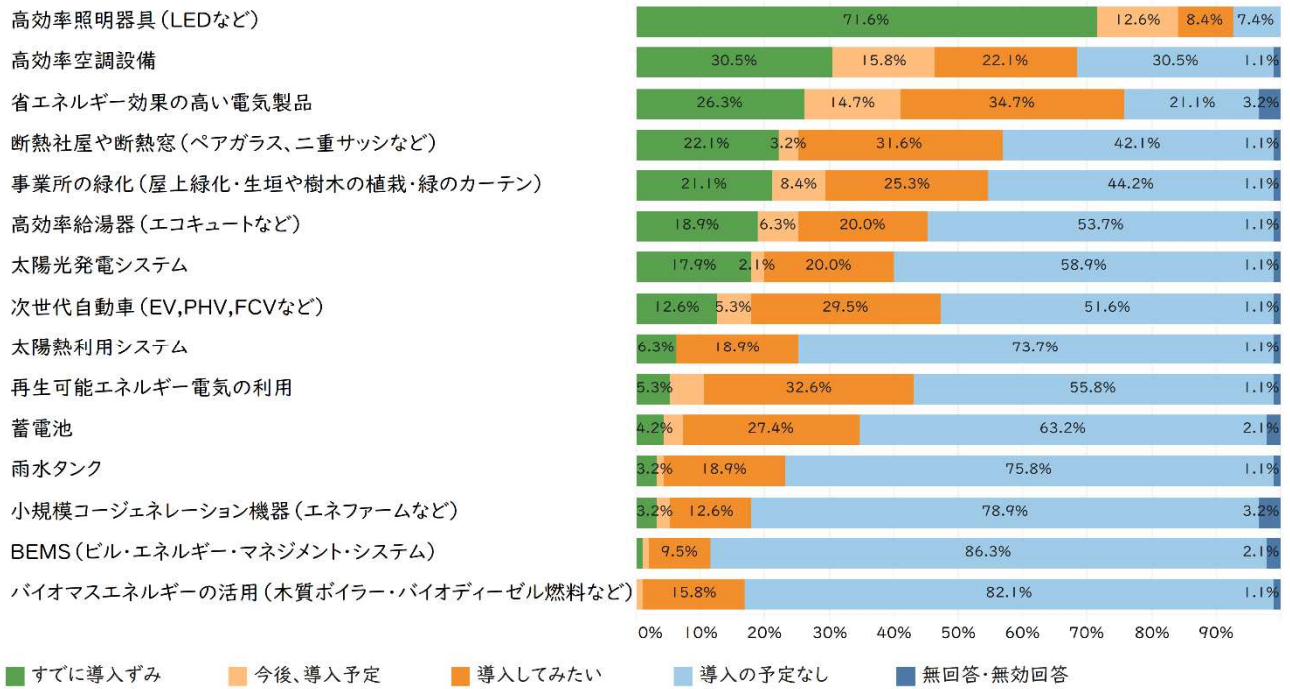
【問5】環境問題への取組を進める上での課題（複数回答）

本編26ページ参照

【問6】環境に配慮した取組状況（各項目単一回答）

| | すでに取り組んでいる | 取組を検討中 | 取り組む予定はない | 該当しない | 無回答・無効回答 |
|---|------------|--------|-----------|-------|----------|
| エネルギー消費量（電気、ガス、石油類）を把握し削減目標を決め、実行する | 46.3% | 23.2% | 16.8% | 11.6% | 2.1% |
| 昼休みは消灯し、OA 機器などの電源や照明はこまめに切る | 61.1% | 15.8% | 12.6% | 8.4% | 2.1% |
| 終業時間前に冷暖房の電源を停止し、余熱を有効利用する | 41.1% | 27.4% | 21.1% | 10.5% | |
| クールビズ、ウォームビズに取り組む | 53.7% | 16.8% | 11.6% | 15.8% | 2.1% |
| 冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃にする | 35.8% | 33.7% | 18.9% | 10.5% | 1.1% |
| 冷暖房時にはサーキュレーターを併用する | 45.3% | 16.8% | 21.1% | 15.8% | 1.1% |
| 暑い日の夕方には打ち水をする | 17.9% | 18.9% | 30.5% | 30.5% | 2.1% |
| 環境にやさしい商品購入（グリーン購入）をする | 30.5% | 33.7% | 16.8% | 17.9% | 1.1% |
| 休日及び夜間のエレベーターの運転台数を調整する | 2.1% | 1.1% | 3.2% | 92.6% | 1.1% |
| 環境保全のためにできる、その事業所ならではの取組について話し合い、実践する | 13.7% | 40.0% | 24.2% | 21.1% | 1.1% |
| 断熱材の利用や太陽光発電設備の導入など、省エネルギー型や創エネルギー型の建築に努める | 21.1% | 17.9% | 28.4% | 31.6% | 1.1% |
| バイオマス燃料など、温室効果ガスの排出が少ない燃料の使用に努める | 3.2% | 11.6% | 26.3% | 56.8% | 2.1% |
| 外出する際は、公共交通機関や自転車を利用する | 7.4% | 15.8% | 47.4% | 27.4% | 2.1% |
| マイカー通勤を自粛する | 3.2% | 8.4% | 64.2% | 23.2% | 1.1% |
| 事業用車両などは運行管理を行い、効率的に利用する | 48.4% | 9.5% | 13.7% | 26.3% | 2.1% |
| 車に乗るときはアイドリングストップや急発進をしないなどエコドライブを実践する | 67.4% | 11.6% | 7.4% | 13.7% | |
| 鉄道などの大量輸送機関を活用するなど物流の効率化を図る | 6.3% | 5.3% | 12.6% | 74.7% | 1.1% |
| 事業活動にあたっては生きものやその生育・生息環境との共生に努める | 15.8% | 18.9% | 10.5% | 52.6% | 2.1% |
| 地域の清掃活動や緑化活動、リサイクル活動などに参加する | 44.2% | 26.3% | 15.8% | 12.6% | 1.1% |
| 建物や看板などについては、周囲の景観と調和するように配置する | 52.6% | 13.7% | 7.4% | 24.2% | 2.1% |
| 事業活動における騒音・振動などの発生防止に努める | 56.8% | 11.6% | 1.1% | 29.5% | 1.1% |
| 広告灯、サーチライトなどの屋外照明が近隣住民に不快感を与えないように配慮する | 54.7% | 8.4% | 1.1% | 34.7% | 1.1% |
| 事業活動における排水による水質汚濁の防止に努める | 54.7% | 7.4% | 6.3% | 30.5% | 1.1% |
| 環境管理システム（ISO14001、EA21など）を導入し環境に配慮した事業活動の実践に努める | 10.5% | 16.8% | 33.7% | 37.9% | 1.1% |
| 省エネルギー診断を受診する | 3.2% | 14.7% | 46.3% | 34.7% | 1.1% |

【問 7】環境に配慮した設備の導入状況（各項目単一回答）



【問 8】環境配慮のための取組活動において市に希望する支援（複数回答）

本編26ページ参照

(4) 親子アンケートの結果

【問 1】回答者の校区

(単位:%)

| | | | |
|--------|------|---------|-----|
| 高木瀬小学校 | 10.7 | 金立小学校 | 2.0 |
| 兵庫小学校 | 8.0 | 春日北小学校 | 2.0 |
| 北川副小学校 | 6.6 | 大詫間小学校 | 2.0 |
| 鍋島小学校 | 6.2 | 西川副小学校 | 1.8 |
| 東与賀小学校 | 5.5 | 日新小学校 | 1.8 |
| 神野小学校 | 4.6 | 諸富南小学校 | 1.5 |
| 開成小学校 | 4.4 | 松梅小学校 | 1.5 |
| 新栄小学校 | 4.4 | 西与賀小学校 | 1.5 |
| 赤松小学校 | 4.4 | 久保泉小学校 | 1.3 |
| 春日小学校 | 3.8 | 南川副小学校 | 1.3 |
| 思斉小学校 | 3.3 | 勸興小学校 | 1.1 |
| 本庄小学校 | 3.1 | 諸富北小学校 | 1.1 |
| 循誘小学校 | 2.9 | 富士小学校 | 0.7 |
| 若楠小学校 | 2.6 | 北山小学校 | 0.7 |
| 川上小学校 | 2.2 | 中川副小学校 | 0.5 |
| 芙蓉小学校 | 2.2 | 北山東部小学校 | 0.4 |
| 嘉瀬小学校 | 2.0 | 三瀬小学校 | 0.2 |
| 巨勢小学校 | 2.0 | | |

【問 2】現在の佐賀市の環境に関する満足度(各項目単一回答)

| | そう思う | 少しそう思う | わからない | あまりそう思わない | そう思わない |
|-----------------------|-------|--------|-------|-----------|--------|
| 空気がさわやか(きれい)だ | 41.5% | 37.0% | 2.7% | 15.1% | 3.6% |
| うるさい音がなく静かだ | 39.3% | 34.4% | 0.5% | 16.2% | 9.5% |
| 川や池などの水がきれいだ | 16.2% | 27.5% | 0.9% | 36.2% | 19.1% |
| クリークの水がきれいだ | 10.9% | 23.0% | 7.5% | 36.1% | 22.6% |
| 水遊びができる場所があり、利用しやすい | 10.6% | 14.6% | 5.8% | 29.3% | 39.7% |
| 木や草花をよく見ることができる | 52.1% | 32.1% | 1.5% | 12.4% | 2.0% |
| 鳥や虫などの生き物をよく見かける | 60.3% | 29.9% | 0.9% | 7.3% | 1.6% |
| 佐賀市の歴史を学ぶことができる | 26.0% | 32.6% | 7.7% | 23.7% | 10.0% |
| 田んぼや畑のある風景がきれいだ | 43.9% | 35.2% | 2.7% | 12.2% | 6.0% |
| 建物などまちの景色がきれいだ | 21.9% | 35.3% | 4.7% | 28.1% | 10.0% |
| 環境問題について勉強しやすい | 17.5% | 35.7% | 11.7% | 26.2% | 8.9% |
| 環境についての情報が多い | 15.1% | 29.7% | 12.6% | 31.3% | 11.3% |
| ごみ拾いなどの環境を守る活動が行われている | 36.4% | 38.1% | 6.4% | 14.9% | 4.2% |
| ごみを少なくする生活ができている | 22.6% | 40.6% | 6.0% | 25.1% | 5.6% |
| ごみをリサイクルする活動ができている | 36.1% | 40.4% | 4.6% | 15.1% | 3.8% |
| ごみのポイ捨てがなく、まちがきれい | 17.1% | 41.0% | 1.6% | 28.1% | 12.2% |

【問 3】今後の佐賀市の環境に関する重要度（各項目単一回答）

| | 大切だと思う | 少し大切だと思う | わからない | あまり大切だと思わない | 大切だと思わない |
|-----------------------|--------|----------|-------|-------------|----------|
| 空気がさわやか(きれい)だ | 91.8% | 6.7% | 0.9% | 0.5% | |
| うるさい音がなく静かだ | 77.2% | 19.9% | 0.9% | 2.0% | |
| 川や池などの水がきれい | 87.4% | 10.0% | 1.3% | 1.1% | 0.2% |
| クリークの水がきれい | 81.2% | 14.6% | 2.9% | 1.1% | 0.2% |
| 水遊びができる場所があり、利用しやすい | 61.0% | 27.0% | 2.6% | 8.4% | 1.1% |
| 木や草花をよく見ることができる | 81.1% | 15.7% | 1.5% | 1.6% | 0.2% |
| 鳥や虫などの生き物をよく見かける | 74.1% | 19.1% | 1.8% | 4.7% | 0.2% |
| 佐賀市の歴史を学ぶことができる | 61.6% | 29.5% | 2.6% | 5.1% | 1.3% |
| 田んぼや畑のある風景がきれい | 68.9% | 25.3% | 1.8% | 3.5% | 0.5% |
| 建物などまちの景色がきれい | 63.0% | 29.0% | 1.8% | 5.8% | 0.4% |
| 環境問題について勉強しやすい | 66.8% | 25.0% | 2.6% | 4.9% | 0.7% |
| 環境についての情報が多い | 66.1% | 24.8% | 3.6% | 5.3% | 0.2% |
| ごみ拾いなどの環境を守る活動が行われている | 81.4% | 15.1% | 2.0% | 1.5% | |
| ごみを少なくする生活ができている | 80.9% | 15.3% | 2.2% | 1.1% | 0.5% |
| ごみをリサイクルする活動ができている | 83.2% | 14.0% | 1.8% | 0.7% | 0.2% |
| ごみのポイ捨てがなく、まちがきれい | 87.4% | 9.5% | 1.5% | 1.1% | 0.5% |

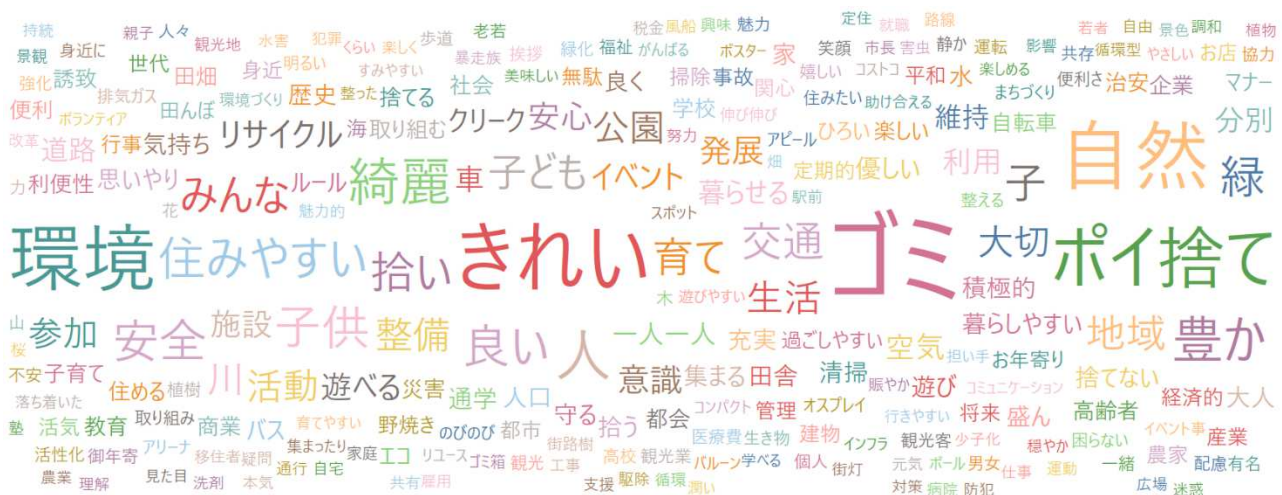
【問 4】佐賀市の好きな場所や環境（自由回答）

本編21 ページ参照

【問 5】希望する将来の佐賀市のまち（自由回答）

回答結果のうち、出現頻度の高いキーワードを分析しました。

※出現回数が多いほど、文字の大きさが大きい



【問 6】親子で参加してみたい環境学習やイベント（複数回答）

本編24 ページ参照

8. 関連用語集

英数字

3010(さんまるいちまる)運動

宴会時の最初の 30 分と終了前の 10 分は、席で料理を楽しみ、食品ロスを削減する運動のこと。

3R+Renewable

Reduce(リデュース=発生抑制)、Reuse(リユース=再使用)、Recycle(リサイクル=再生利用)の頭文字をとった3Rに再生可能な資源へ代替する「Renewable」を加えたもの。

BOD(生物化学的酸素要求量:Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。河川の有機汚濁の状況の測定に使用される。値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

COD(化学的酸素要求量:Chemical Oxygen Demand)

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。海域及び湖沼の有機汚濁の状況の測定に使用される。値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

DX(デジタルトランスフォーメーション:Digital Transformation)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

EV(電気自動車)

電動モーターで車を駆動させるもので、車内に蓄電池を搭載。走行時にCO₂や排気ガスを排出しない。

FCV(燃料電池自動車)

水素と酸素の化学反応によって電気を発生させる「燃料電池」を搭載し、その電気で走行する。走行時発生するのは水蒸気のみでCO₂や排気ガスを排出しない。

FSCマーク

適切な森林管理によって生産された林産物と、その林産物を使用した製品に付与される認証マーク。消費者は、FSCマークを目印に製品を選ぶことで、森林の生物多様性を守り、

地域社会や先住民族、労働者の権利を守りながら適切に生産された製品を選んで購入することができる。

ICT(Information & Communications Technology)

コンピュータネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

ISO14001(International Organization for Standardization 14001)

国際標準化機構(ISO)が制定した国際的な各種規格のうち、環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステム(環境マネジメントシステム)をいう。

Jクレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。この制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

PDCA サイクル

業務プロセスのマネジメント手法の一種で、「Plan(計画)」「Do(実施)」「Check(確認)」「Action(改善)」の頭文字をとったもの。「最初に目標や行動計画を策定し、それに基づいて行動し、その結果を把握・検証し、必要に応じて改善する」という一連のプロセスを繰り返し行うことにより、業務を継続的に改善していくことが可能となる。

ZEH(Net Zero Energy House)

住宅で使う一次エネルギー(電気に変換される前の石炭や天然ガスなどのエネルギー資源)の年間消費量が、おおよそゼロの住宅のこと。

あ行

アイドリングストップ

温室効果ガスの排出量を抑制し、燃料の無駄使いを無くすために、自動車のエンジンを駐車時に一時停止させること。

一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物(事業活動に伴って生じたごみ)のうち、廃棄物の処理及び清掃に係る法律及び同施行令で規定されている 20 種類に当たるもの)以外のもの。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境への取組を効果的・効率的に行うシステ

ムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として環境省が設けた環境活動評価プログラムのこと。

エコドライブ

車の利用に伴って排出される温室効果ガスを削減するために、急発進・急加速・急ブレーキをなるべく抑えたり、アイドリングストップを徹底するなど、環境に配慮した運転を行うこと。

エコプラザ

本市の環境を豊かにするために、ごみの減量、資源の有効利用、自然環境等、環境に関する情報を発信するとともに、科学的に正しい知識に基づいて環境のことを分かりやすく学んでもらうことを目的とした、本市の環境学習の拠点であり、清掃工場内に設置されている。

エリートツリー

地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。

屋外広告物

はり紙や看板など、屋外に常時又は一定の期間継続して表示される広告物のこと。本市では、2007年(平成19年)7月に佐賀市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物に一定のルールを設けている。

温室効果ガス

地球表面部から宇宙へ放出される熱線(赤外線)を吸収するガス(気体)の総称で、このガスの層と地表面間を温室のように暖める効果がある。代表的なものは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等である。

か行

外来生物(外来種)

元々はその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のこと。国外からの持ち込みだけでなく、国内の他地域から持ち込まれる場合も含む。外来生物の侵入は、在来種(元々その地域にいる生物)の減少や農林漁業への悪影響、病気の持ち込みなどの問題を引き起こすことがある。

化学物質

元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物のこと。身の回りでは様々な化学物質が使用されているが、体内に取り込むと「シックハウス(スクール)症候群」や「本態性多種化学物質過敏状態(化学物質過敏症)」な

どの健康被害を引き起こす場合がある。

学校版環境 ISO

環境にやさしい学校づくりを目指して考えられた本市独自の認定制度。2010年度(平成22年度)までに全ての佐賀市立小中学校が認定を取得した。子どもたちが環境について自ら考え、目標を設定し、環境を保全する活動を企画・実践している。

家庭版 3010(さんまるいちまる)運動

毎月30日と10日を「もったいないデー」とし、家庭でできる「もったいない」を実践して食品ロスを削減する取組。

カーボンニュートラル

環境化学の用語の一つで、何かを生産したり、一連の人為的活動を行ったりした際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念のこと。

環境教育

自然との調和に基づく持続可能な社会づくりを目的とする教育。2003年(平成15年)に環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が成立した。

環境基本条例

本市の環境の保全及び創造についての基本理念や市民・事業者・市の役割などを明らかにし、環境への負荷が少なく持続的な発展が可能な社会を構築し、もって地球環境の保全に貢献していくため、2005年(平成17年)10月に制定、2007年(平成19年)10月に施行された。

環境行動指針

本市の望ましい環境像の実現に向けた環境の保全及び創造を進める上で、市民・事業者の各主体が主に日常生活・行動・活動を行う際に配慮すべき事項を示したもの。

環境報告書(e-ガイド)

本市の環境報告書のこと。本市の環境の現状や環境に関する情報、環境の保全・創造への取組状況などについて報告している。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメントシステム(EMS:

Environmental Management System)

事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関

する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等の仕組みが「環境マネジメントシステム」である。

間伐材

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて一部を伐採（間引き）し、残存木の生長を促進する作業を「間伐」といい、この作業により生産された丸太が「間伐材」である。

グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで物を買ったり、サービスの提供を受けること。2002年（平成14年）4月施行の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」による。

グリーンツーリズム

みどり豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに呼応して豊かな村づくりを進めようとする農山漁村の動き。特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導している。

グリーン電力証書

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーによって発電された自然エネルギーの環境価値を取引ができるように切り出した証書。

下水道等エリアマップ

本市全域を対象に、地区単位での汚水処理方式を「集合処理」と「個別処理」に区分けした計画。

公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

公共下水道

下水道法で定められる下水道のうち、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場（下水処理場）を有し、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠（地下に埋設された管）である構造のもの。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査（農林業センサス）における区分

であり、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

さ行

再エネ100宣言 RE Action

企業、自治体、教育機関、医療機関等の電力需要家が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示すことで市場や政策を動かし、社会全体の再エネ利用100%を促進する枠組み。

サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

サーマルリカバリー

廃棄物（主にプラスチック）を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

最終処分場

生活環境の保全上支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し、かつ生物的、物理的、化学的に安定な状態にすることができる埋立地及び関連附帯設備を併せた総体の施設。

再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に温室効果ガスをほとんど排出しないエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが該当する。

佐賀市アダプトプログラム（さわやかマイタウン SAGA）

道路や公園などの公共の場所において、市民や団体が、自分のできる範囲で実施する清掃などの環境美化活動のこと。

市営浄化槽

公共下水道事業、農業集落排水事業の対象地区以外において、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行うこと。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等のこと。二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、あるいは燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。

自然共生社会

将来にわたって自然の恵みを享受できる人間と自然が調和した社会のこと。適度に管理することで自然環境や生物の多様性が保たれる。

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会に代わるものとして提示された概念。3Rが徹底されることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された社会のこと。

消化ガス発電

下水の処理時に発生するメタンを主成分とするガスを用いて発電を行うもの。

小水力発電

中小河川や農業用水等を流れる水のエネルギーを利用した小規模な水力発電のこと。

親水空間

四囲の外界や周囲の事物が水との親和性があること。

森林経営管理制度

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。

涼み処

熱中症対策のため、一時的に暑さをしのぐ休憩場所として市内の公共施設や民間施設など冷房設備がある施設を「涼（すず）み処（どころ）」として開放している。それぞれの施設の開放時間内であれば、自由に利用することができる。

生態系

生物とそれらを取りまく環境をまとめて指す。小さな水たまりから地球全体まで、様々な規模で捉えることができる。

生物多様性

生物の多様さ（種の多様性、遺伝的多様性など）と、その生息環境の多様さ（生態系の多様性）を合わせていう。

創エネルギー

エネルギーを創出すること。太陽光やバイオマスを利用した発電設備、水素と酸素から電力を生成する燃料電池、発電と同時に排熱の有効利用を行うコージェネレーションシステム等の導入などの取組がこれに当たる。

藻類

光合成を行う生物のうち、主に地上に生息するコケ植物、シダ植物、種子植物を除いたものの総称であり、淡水や海水といった水中に生息するものが最も多い。身近な藻類としてはノリやワカメなどが挙げられる。本市では、藻類のうち、資源を取り出すことができるユーグレナやヘマトコッカスといった微細藻類に関連する産業の集積を目指している。

た行

堆肥化

生ごみ、落ち葉、樹木の剪定くずなどの有機物を、微生物の働きによって発酵させて堆肥に変えること。

太陽光発電

光を受けると電気エネルギーを発生する「太陽電池」を利用して、太陽光を直接電気に変換する発電方式。

多自然型護岸

治水・利水の機能を確保しつつ、生物の良好な生息環境に配慮した美しい景観を保全あるいは創出する川づくりのための護岸整備方法の一種。

脱炭素経営

気候変動対策や脱炭素の視点を織り込んだ企業経営のこと。

地域循環圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうという考え方。

地球温暖化

二酸化炭素に代表される温室効果ガスの増加により地表面の気温が上昇し、地球全体がまるで「温室」の中のように温くなる現象。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減を目指す計画。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。地域経済の活性化、食料自給率の向上につながるほか、輸送にかかるエネルギーを抑えられるため、地球温暖化対策としても高い効果が期待できる。

地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。地中の温度は一定であり、夏は気温より低く、冬は気温より高いという特徴がある。この特徴を利用して効率的な冷暖房を行うことが可能である。

中小企業向け SBT

企業が設定する温室効果ガス排出削減目標である SBT (Science Based Targets) を中小企業向けに簡素化したもの。

デコ活

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動。二酸化炭素を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を意味する"活"を組み合わせた新しい言葉。

出前講座

職員が出向いて市政の仕組みや制度、事業の内容などを分かりやすく説明する制度。

特定外来生物

外来生物のうち海外起源の生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるとして国から指定された生物のこと。

な行

生ごみ処理容器

家庭などから出る生ごみを焼却処理せず、排出者自ら処理するために使用する容器。生ごみに手を加えて堆肥(コンポスト)化する「堆肥化型処理容器」、微生物や酵素の力で生ごみを分解する「分解処理容器」など、様々な種類がある。

鉛給水管

道路に埋められた水道管(配水管)から分岐して各家庭に引き込まれている水道管(給水管)のうち鉛製のもの。

二酸化炭素(CO₂)

温室効果ガスのうち、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいとされているもの。化石燃料の消費や廃棄物の焼却等によって排出され、吸収源である森林の減少も重なって、大気中の二酸化炭素は年々増加している。

ネイチャーポジティブ(自然再興)

生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せること。

農業集落排水

農業集落から排出されるし尿、生活雑排水などの汚水のこと。

野焼き

地面でそのまま行う焼却及びドラム缶や法定基準を満たさない焼却炉を使う焼却のこと。

煙や臭い、灰等で周辺住民に迷惑がかかることもあり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では原則として禁止されている。

は行

バイオ炭

生物資源を材料とした、生物の活性化および環境の改善に効果のある炭化物のこと。

バイオディーゼル燃料

菜種油などの植物油、使用後の天ぷら油などの廃食用油から作られるディーゼル燃料。軽油の代替燃料として活用されている。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。燃焼時に温室効果ガスの発生が少ない再生可能エネルギーとして注目されている。

廃棄物発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、高温高压の蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

排出係数

生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標 | 単位当たりの温室効果ガス排出量。電力会社の排出係数(t-CO₂/kWh)とは、電力会社が電気1kWhを生産することで排出する温室効果ガス量であり、これを電気使用者の使用量(kWh)に乗じることで、電気の使用に係る温室効果ガス排出量が算定される。

風致地区

都市の自然風致(樹林、水辺などの自然豊かな土地、郷土的意義の高い土地、みどり豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境)を維持するために指定される地区。本市では、神野公園を中心とした神野公園風致地区と佐嘉神社松原神社を中心とした松原公園風致地区の2か所が指定されている。

フードシェアリングサービス

売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングするサービスのこと。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を市民団体等が企業等から引き取って、必要としている施設や団体等へ寄付する活動、もしくは、その活動を行っている団体のこと。

不法投棄

廃棄物を適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路、公園等に捨てる行為のこと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、違反者には罰則がある。

ま行

マイクロプラスチック

直径が5mm以下のプラスチックのこと。

見える化

事業活動や生活活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量を可視化することの総称で、地球温暖化対策の推進手法の一つとして着目されている。

木質バイオマス

バイオマスのうち、伐採された枝葉、製材で生じる樹皮、のこくずなど樹木由来のもの。

や行

横堤

神崎市神埼町から巨勢川までの延長1,650mの緑地帯。江戸時代に築造されたと推測され、現在では佐賀平野に残る貴重なグリーンベルト地帯となっている。

ら行

リサイクル(Recycle 再生利用)

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

リデュース(Reduce 発生抑制)

環境負荷や廃棄物の発生を抑制するために必要以上な

消費・生産を抑制すること。原材料の効率的な利用や使い捨て製品の製造・販売などの自粛、製品の長寿命化、環境負荷の高い材料を使用しないことなど、製品の設計・製造から流通段階などの配慮が必要となる。

リユース(Reuse 再使用)

一度使用された製品又は製品のある部品をそのまま使用すること。

わ行

ワンコイン・シルバーパス

65歳以上の方を対象として、有効期間内は乗車区間にかかわらず、1乗車につき100円(ワンコイン)で佐賀市営バス全路線が利用できる乗車券のこと。